

当院を利用する皆様へ

当院をご利用いただき誠にありがとうございます。4月より厚労省の通達により診療報酬が改定されます。婦人科で大きな変化としては婦人科疾患特定管理料が算定されます。以下に詳細を提示いたします。

☆4月より診療報酬改定で婦人科特定疾患管理料が算定されます。

☆月経困難症関連の治療（LEP製剤（いわゆるピルといわれるものです）・ジェノゲスト・リュープロレリン等）に対して算定します。

☆3か月おきの算定になります。患者さん負担は750円になります。

ご理解賜りますようお願いいたします。

つづきレディースクリニック院長 吉岡 範人